		日号外	ページ
一二	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	二〇	二
一三	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件	二〇	二
一四	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	二八	八
一五	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件	二八	八
一六	〃	二九	二
	○消防庁		
二	介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として総務大臣が定めるものを定める省令第四号の規定に基づく消防庁長官が定める規定を廃止する件	二七	二
三	危険物の規制に関する規則第五十三条の三第一号及び第三号の規定に基づく化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者等が甲種危険物取扱者試験の受験資格を有する学校の一部を改正する件	二九	二
四	自家発電設備の基準の一部を改正する件	二九	二
五	甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める告示の一部を改正する件	二九	二
六	消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件	二九	二
七	燃料電池設備の基準の一部を改正する件	二九	三
八	市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する件	三〇	三
	○法務省		
八五	日本国に帰化を許可する件	一	一
八六	〃	二	一
八七	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件	五	一
八八	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件	六	一
八九	日本国に帰化を許可する件	七	二
九〇	公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件	八	一
九一	日本国に帰化を許可する件	八	一
九二	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	八	一
九三	日本国に帰化を許可する件	八	一
九四	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	八	一
九五	日本国に帰化を許可する件	八	一
九六	〃	一	一
九七	〃	一	一
九八	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件	一	二
九九	日本国に帰化を許可する件	二	二
一〇〇	〃	二	二
一〇一	〃	二	二
一〇二	〃	二	二
一〇三	〃	二	二
一〇四	〃	三	二
一〇五	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件	三〇	三
一〇六	出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件の一部を改正する件	三〇	四
一〇七	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第四十三号に掲げる活動を指定されて在留する者の在留手続の取扱いに関する指針	三〇	四
一〇八	少年院種類表の一部を改正する件	三〇	特6
	○外務省		
六〇	コスタリカ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とコスタリカ共和国政府との間の書簡の交換に関する件	一	二
六一	キューバ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とキューバ共和国政府との間の書簡の交換に関する件	一	二
六二	コソボ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とコソボ共和国政府との間の書簡の交換に関する件	一	二
六三	パキスタン・イスラム共和国におけるシンド州及びハイバル・パフトゥンハー州における若年層のエンパワーメント計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件	一	三
六四	国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件	一	三
六五	食糧援助に関する日本国政府とカーボヴェルデ共和国政府との間の書簡の交換に関する件	一	四